

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会役員、評議員及び各種委員の
報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会役員、評議員及び各種委員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は別表のとおりとする。ただし、月の途中で異動があった場合の報酬は、日割りにより計算する。なお、死亡により、その職を離れるときは、その月までの報酬を支給する。

2 筑紫野市の職員の身分を有する役員等は、支給の対象としない。

(旅費等)

第3条 役員等が、業務のため旅行するときは旅費を支給することができる。旅費の額は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員等に対する旅費支給規程に定めるところにより支給する。

2 役員等の費用弁償は別表のとおりとする。ただし、筑紫野市の職員の身分を有する役員等は、費用弁償支給の対象としない。

附 則

1 この規程は、平成14年9月20日から施行し、平成14年9月1日から適用する。

2 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会役員、評議員及び各種委員の報酬等に関する規程（昭和63年7月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成15年5月22日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(別 表)

役員等の報酬及び費用弁償の額

(単位：円)

区 分	月額・日額の別	報 酬	費用弁償	備 考
会 長	月 額	180,000	0	
理事・監事・評議員	日 額	5,500	1,500	
評議員選任・解任委員	日 額	5,500	1,500	
結 婚 相 談 員	日 額		3,000	
福祉だより編集委員	日 額		3,000	